

**総合評価方式（建設工事）の社会貢献度の評価における  
評価項目の追加及びカフェテリア方式の導入について  
【令和4年10月より適用】**

令和4年8月15日

**1 社会貢献度の評価における評価項目の追加**

**(1) 「三重県職場体験・インターンシップ受入事業所の案内」Webページへの登録の評価**

学校や学生に向けて職場体験やインターンシップの情報を発信することで、インターンシップの受入が促され、地域社会に貢献する建設企業への若手入職者の確保に繋がることが期待できるため「三重県職場体験・インターンシップ受入事業所の案内」Webページへ登録している企業を評価します。

**ア 評価方法**

- ・当該工事の入札に参加する者が、「三重県職場体験・インターンシップ受入事業所の案内」Webページに職場体験・インターンシップ受入情報を登録している場合に評価します。
- ・Webページ登録項目のうち「所在地、業種、通勤方法、職種、(実習)内容、対象」の項目が全て記載されており、受入時期、人数がWebページに記載されている場合に評価します。

**イ 確認方法**

ホームページ「三重県職場体験・インターンシップ受入事業所の案内」の「受入事業所 詳細」のページを印刷して提出。

**(2) 現場見学会等の開催実績の評価**

事業の現場見学会や出前講座、実習授業を通して、社会に貢献する建設業の役割の理解や次世代を支える若者たちの建設業への興味や関心を高めることが期待できることから、「現場見学会、出前講座、実習授業の開催実績」のある企業を評価します。

**ア 評価方法**

- ・当該工事の入札に参加する者が、単独又は共同企業体構成員として受注した三重県内の工事において、小学校、中学校、高等学校等の教育機関を対象に社会に貢献する建設業の役割の理解や次世代を支える若者たちの建設業への興味や関心を高めることを目的として現場見学会を開催した場合、及び、同目的で出前講座、実習授業を開催した場合に評価します。
- ・現場見学会、出前講座、実習授業は10名以上を対象とした場合に評価します。ただし、10名以上の参加が見込めない場合（小規模な学校や学校側との調整の結果）は、参加者が10名未満でも評価します。
- ・過去5年から当該工事の入札公告日までの開催実績を評価します。
- ・評価対象の現場見学会の実績は、官民の別は問いません。

**イ 確認方法**

**(ア) 現場見学会**

工事名、開催日時、企業名、対象とした教育機関及び教育機関からの参加人数

がわかる資料、現場見学会で配布した説明資料及び開催状況写真の写しにより確認します。参加者が10名に満たない場合は、10名以上の参加が見込めなかったことがわかる資料により確認します。なお、10名以上の参加が見込めなかったと認められない場合は評価しません。

#### (イ) 出前講座、実習事業

開催した場所、開催日時、企業名、対象とした教育機関及び教育機関からの参加人数がわかる資料、出前講座、実習事業で配布した説明資料及び開催状況写真の写しにより確認します。参加者が10名に満たない場合は、10名以上の参加が見込めなかったことがわかる資料により確認します。なお、10名以上の参加が見込めなかったと認められない場合は評価しません。

## 2 社会貢献度の評価におけるカフェテリア方式の導入及び配点

社会貢献度の評価について、入札参加者が社会貢献度の項目から選択できることを可能とし、一定数取得すれば満点とするカフェテリア方式を導入します。複数の評価項目のうち、入札参加者が最大5項目を選択し、5項目評価できる場合に満点とします。

### (1) 評価項目（令和4年10月）

次項参照

### (2) 適用日

令和4年10月1日以降に公告を行う案件から適用します。

#### 【総合評価方式に関する問合せ先】

三重県県土整備部公共事業運営課 総合評価班

TEL：059-224-2696

#### 【「三重県職場体験・インターンシップ受入事業所の案内」Webページへの登録に関する問合せ先】

三重県教育委員会事務局高校教育課キャリア教育班

TEL：059-224-2913

社会貢献度（カフェテリア方式）の評価項目一覧（令和4年10月）

中項目	小項目	評価基準	加算点		評価内容等
			配点	小項目	
社会 貢 献 度		左欄の①～⑦のうち、 該当する項目数			<p>下記の実績（認証取得）の該当項目数により評価します。</p> <p>①次世代育成支援活動実績 育児休業制度が就業規則等に規定されている場合に評価します。</p> <p>②男女共同参画活動実績 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定している場合に評価します。</p> <p>③障がい者雇用実績 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者雇用の有無により評価します。 ・法律により障がい者雇用が義務付けられている企業は、法定雇用率を達成している場合に評価します。 ・法律により障がい者雇用が義務付けられていない企業は、障がい者を雇用している場合に評価します。</p> <p>④ISO14001、M-EMSの認証取得 当該工事の入札に参加する者が、ISO14001又はM-EMS（ステップ2又はステップ1）のいずれかの認証を取得している場合に評価します。 ・ISO14001とM-EMSは重複して評価しません。</p> <p>⑤人権に関する取組実績 「三重県が開催する人権に関する研修の受講実績」又は「職業安定法に基づく公正採用選考人権啓発推進員の設置」のいずれかの取組実績の有無により評価します。 なお、「三重県が開催する人権に関する研修の受講実績」は、令和3年度から令和4年度の受講実績を評価の対象とします。 ・「三重県が開催する人権に関する研修の受講実績」と「職業安定法に基づく公正採用選考人権啓発推進員の設置」は重複して評価しません。</p> <p>⑥「三重県職場体験・インターンシップ受入事業所の案内」Webページへの登録 ・当該工事の入札に参加する者が、「三重県職場体験・インターンシップ受入事業所の案内」Webページに職場体験・インターンシップ受入情報を登録している場合に評価します。 ・Webページ登録項目のうち「所在地、業種、通勤方法、職種、(実習)内容、対象」の項目が全て記載されており、受入時期、人数がWebページに記載されている場合に評価します。</p> <p>⑦現場見学会等の開催実績 ・当該工事の入札に参加する者が、単独又は共同企業体構成員として受注した三重県内の工事において、小学校、中学校、高等学校等の教育機関を対象に社会に貢献する建設業の役割の理解や次世代を支える若者たちの建設業への興味や関心を高めることを目的として現場見学会を開催した場合、及び、同目的で出前講座、実習事業等を開催した場合に評価します。 ・現場見学会、出前講座、実習事業等は10名以上を対象とした場合に評価します。ただし、10名以上の参加が見込めない場合（小規模な学校や学校側との調整の結果参加者が10名未満となった場合）は、参加者が10名未満でも評価します。 ・平成29年度から当該工事の入札公告日までの開催実績を評価の対象とします。 ・評価対象の現場見学会の実績は、官民の別は問いません。</p>
	①次世代育成支援活動実績	5項目	10	10	
	②男女共同参画活動実績	4項目	9		
	③障がい者雇用実績	3項目	8		
	④環境マネジメントシステムの認証	2項目	7		
	⑤人権に関する取組実績	1項目	5		
	⑥「三重県職場体験・インターンシップ受入事業所の案内」Webページへの登録				
	⑦現場見学会等の開催実績				
	実績 (認定取得) なし	0			